

- 国土交通省では、令和3年6月に「第2次国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(計画期間：令和3年度～令和7年度)を策定し、管理・所管するインフラの戦略的な維持管理・更新に向けた取組を推進しています。
- この度、令和4年度末時点の取組状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

I. インフラ長寿命化の取組状況

■ 個別施設計画の策定・充実

- 昨年度まで策定未了の施設があった「都市公園」において策定完了するなど、20施設分野において計画の策定が完了。
- 一方、13施設分野では未策定の施設が残っており、これらについては、例えば、補助金・交付金事業において計画策定を要件としていることを改めて周知するなど、早期の策定を促進していく。

【道路】 橋梁(2m以上):99.7% (R6.3完了見込み)、トンネル:99.6% (R6.3完了見込み)、大型の構造物:98.7% (R6.3完了見込み)
【河川】 主要な河川構造物:98.7% (R8.3完了見込み)
【海岸】 堤防・護岸・胸壁等:99.4% (R6.3完了見込み)、水門及び樋門・陸閘・排水機場:99.7% (R6.3完了見込み)
【港湾】 係留施設:99.6% (R8.3完了見込み)、外郭施設:99.1% (R8.3完了見込み)、臨港交通施設:99.6% (R8.3完了見込み)、その他施設:99.2% (R8.3完了見込み)
【航空】 空港機能施設:99.1% (R6.3完了見込み)
【住宅】 公営住宅:97.5%(R7.3完了見込み)、公社賃貸住宅:99.6%(R7.3完了見込み)

■ 点検・診断/修繕・更新等

- 各分野において定期点検サイクルに基づいた施設の点検・診断を順調に実施。
- 点検結果に応じて修繕・更新等を適切に実施していく必要があるが、多くのインフラを管理する都道府県・市区町村等では、修繕等に未着手の施設が未だ多く残っており、予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けて早急に措置が行われるよう支援を行う必要がある。

■ 新技術の開発・導入

- 令和4年度から、直轄国道の橋梁とトンネルの定期点検の一部項目において、点検支援技術の活用を原則化。
- 河川・ダム の点検、監視、計測や巡視について、現場への積極的なデジタル技術の導入を支援するため、「点検技術カタログ」を新たに作成。(R5.3)

■ 情報基盤の整備と活用

- 国土交通データプラットフォームの利便性を向上させるため、新機能の追加や連携するデータの拡充・更新。(R5.9)

■ 基準類の充実

- 港湾分野において、目視規制の見直し(PHASE2 情報収集の遠隔化、人による評価への移行)を行うため、「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」を一部改訂。(R5.3)
- 電子基準点現地調査作業要領を改訂し、電子基準点現地調査作業における調査結果の整理方法について、より詳細に規定した。(R5.3)

II. 各分野の数値指標の進捗状況

- 第2次行動計画において、施設毎の具体的な取組についての令和7年度末時点での数値目標を設定している。
- 令和4年度末時点では「道路分野の1巡目点検の結果、早期に対策を講ずべき施設の修繕等の着手率」や「官庁施設分野の新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数」など一部の指標について目標を達成しており、その他の数値指標についても、引き続きフォローアップを実施していく。